

業務指示書

ブルキナファソ国全国低湿地開発計画策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業分野の開発計画策定に関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／低湿地開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：低湿地開発及び農業土木に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業土木／灌漑】

- 1) 類似業務の経験：農業土木及び灌漑に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 GIS】

- 1) 類似業務の経験：GISの構築及び運用（活用）に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.1754 円 , US\$1 = 104.758 円 , EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／低湿地開発計画
農業土木／灌漑
GIS

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

23.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月16日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
ブルキナファソ国全国低湿地開発計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/低湿地開発計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業土木/灌漑	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： GIS	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ブルキナファソでは、GDP全体に占める農業生産の割合は22%（世界銀行、2015年）であり、農業従事者人口は就労人口の8割を超えており、農業セクターは同国の貧困削減に資する経済開発にとって重要な産業に位置付けられる。

農業セクターは同国の国家開発戦略「持続的な開発及び成長の加速化戦略文書（SCADD）」（2011年～2015年）において、成長の加速化のための優先セクターとして位置づけられている。また、SCADDに続く戦略文書として、「国家社会経済開発プログラム（PNDES）」（2016年～2020年）が策定中であり、そのドラフト文書において農業セクターは、ブルキナファソの経済発展にとって最重要産業に位置づけられ、「低い脆弱な農業生産の改善」が重要な課題として特定されている。

ブルキナファソはサヘル地帯の厳しい気候下にあり、さらに近年の気候変動の影響により降雨パターンも不安定であることから、頻繁な食糧危機に見舞われている。このため、不安定で少ない雨水をいかに有効活用していくかが、同国の農業開発にとって重要である。

一方、ブルキナファソの国土は起伏が小さく、重力式灌漑のポテンシャルサイトは限定されているため、雨水の有効活用のためには低湿地を農地として開発することの重要性が高い。ブルキナファソでは全土に約50万haの低湿地開発ポテンシャルサイトが存在するとされており、今後の開発の余地が大きい。各ドナーも協力し開発が進んでいるが、その開発を担う農業・水整備省にはサイトの情報に基づく適切な開発計画が存在していないため、戦略的な開発が行われていない状況にある。

こうした背景のもと、ブルキナファソ政府は、低湿地の戦略的な整備・活用を推進していくため、ブルキナファソ全土にわたる低湿地開発計画の策定支援を目的とした開発調査型技術協力を我が国に対し要請した。

要請を受け、JICAは2016年3月に詳細計画策定調査を実施し、その結果に基づき2016年9月に農業・水整備省との間で協議議事録（R/D）の署名を行った。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクトの目的

ブルキナファソにおいて、全国レベルの低湿地開発計画を作成することにより、農地開発で重視されている低湿地の戦略的な整備・活用を促進し、同国の農業生産性の向上に寄与すること。

（2）期待される成果

- ① 全国低湿地開発のためのGIS（地理情報システム）データベースが構築される。
- ② 乾季における低湿地の水の有効利用策が作成される。
- ③ 低湿地の優良整備事例集が作成される。
- ④ 低湿地の優良営農事例集が作成される。
- ⑤ 2030年向け全国低湿地開発計画が作成される。

(3) 対象地域

ブルキナファソ全土

(4) 関係官庁・機関

農業・水整備省 (Ministry of Agriculture and Hydraulic Layouts)

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) 農業・農村開発政策アドバイザー (2016年～2017年)
- 2) ゴマ生産支援プロジェクト (2014年～2019年)
- 3) (仮称) ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築プロジェクト (SATREPS) (2017年～2022年) (開始予定)
- 4) 市場志向型農産品振興マスタープラン策定プロジェクト (2013年～2015年) (終了)
- 5) 地形図作成プロジェクト (2012年～2014年) (終了)

3. 業務の目的

「ブルキナファソ全国低湿地開発計画策定プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務を実施することにより、全国レベルの低湿地開発計画を作成することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年9月に JICA とブルキナファソ農業・水整備省との間で署名された R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 他ドナーによる経験の活用

ブルキナファソでの低湿地開発においては、これまで EU や世銀の支援により低湿地インベントリ作成に関する支援が行われており、台湾、ドイツ、FAO 等の支援により実際の整備が行われている。しかし、低湿地開発を所掌している農業・水整備省(以下、農業省)として低湿地開発における長期的戦略が欠如していること、他ドナー支援はコミュニティからの要請に基づいたものを原則としていること、これまでの整備実績や教訓が農業省に一元化されていないこと、等が問題となっている。

そのため、農業省として低湿地開発の現状を正確に把握し、根拠をもって戦略的な開発を進めることが可能となるようなマスタープラン(以下、開発計画)を作成することが、JICA に期待されているところである。本プロジェクトでは、農業省や他ドナーとの情報交換をプロジェクト開始時から各段階において密に行い、過去の支援の教訓を最大限活かした計画を作成すること。

(2) 低湿地開発計画の上位計画への反映

低湿地開発計画が農業省により承認されるためには、①農業省内での承認ワークショップ開催、②農業大臣による省令発行、の2ステップが必要となる。このため、本プロジェクトの成果である全国低湿地開発計画が早期に上位計画に組み込まれるよう、省内承認ワークショップに必要な具体的な手続きを十分に確認するとともに、農業省の大臣や次官との意見交換を調査開始段階から随時実施することに留意する。

プロジェクト終了時には①の承認ワークショップが開催し承認されるところまでを行い、ブルキナファソ側により②のステップに速やかに移行できるよう、必要な働きかけを行うこと。

(3) 低湿地整備実施の可能性

現在、世銀、アフリカ開発銀行、西アフリカ開発銀行等の支援により、低湿地・灌漑開発事業を実施・形成中である。本プロジェクトで作成される開発計画が他ドナー資金による低湿地整備に広く活用されるよう、調査開始段階から各ドナーと密に意見交換を行い、各ドナーの支援方針、優先分野、資金ソース等を確認するとともに、融資の可能性に結び付くような働きかけを積極的に行う。特に、世銀が主導している「サヘル灌漑イニシアティブ」の達成への貢献について、十分考慮すること。

また、本プロジェクトで作成された優良事例集等の成果品は、他ドナーにも広く活用されるよう、積極的に配布を行うこと。

(4) 灌漑開発ポテンシャル調査

本プロジェクトの詳細計画策定調査において、JICA 側より農業省に対し、当初要請内容に加え、将来の資金協力（JICA 及び他ドナー）につながる新規灌漑開発における支援可能性を検討するための灌漑開発ポテンシャル調査を活動に含めることを提案した。しかし、農業省側の優先順位が低湿地開発にあること、灌漑開発には水資源開発の観点から他省（水・衛生省）も関与すること、等の理由により農業省の理解が得られず、本プロジェクトの調査項目には含めないこととなった。

しかし、低湿地開発計画の策定においても、水・衛生省が保有するダムインベントリ、及び農業省が保有すると想定される灌漑開発済みエリア、灌漑開発計画等の情報は必要となる。したがって、低湿地開発計画策定の一環として灌漑に関する既存情報を収集・GIS化し、低湿地GISデータベースに格納する活動は、本プロジェクトにおいて実施することとする。ただし、灌漑開発個別事業にかかるプレF/Sなどの調査は実施しない。

(5) ブルキナファソ側への技術移転

本プロジェクトの実施機関である農業省の灌漑整備開発総局、及び必要に応じ関連局から実務レベルのG/Pを配置し、タスクフォースを設置することとしている。プロジェクト実施中、タスクフォースメンバーに対し、特にGISデータベースの利活用や継続的な整備・管理、また現地調査手法に関して必要な技術移転を実施し、能力向上を図ること。実施にあたっては、G/PのこれまでのGIS利用経験の精査及び能力評価を行い、妥当な技術レベルとなるよう留意する。また、作成する技術マニュアルは初級レベルにも対応できるようなものとする。

(6) 先方負担事項

R/Dにはブルキナファソ側 G/P 予算として、110 百万 FCFA を確保することとされている。また、GIS データベース構築に必要な既存の地理空間情報の入手も、ブルキナファソ側の負担事項として整理されている。G/P 予算の確保は、本プロジェクトの調査活動や技術移転において非常に重要であるため、JICA ブルキナファソ事務所と連携し、農業省側に予算確保についての働きかけを行うこと。

(7) 我が国の他の支援事業との連携

ブルキナファソにおいて、現在 JICA は上記 2. (5) のとおり「農業・農村開発政策アドバイザー」、「ゴマ生産支援プロジェクト」を実施中であり、今後「(仮称)ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築プロジェクト (SATREPS)」が開始される予定である。これら案件の関係者と随時情報交換を行い、お互いに得られた関連情報・知見・経験を適宜共有するよう努めること。

(8) 対象地域

本プロジェクトの対象地域はブルキナファソ全土となっているが、現地調査を行うサイト、及び試験整備手法の技術紹介を行うサイトについては、安全対策上、JICA 関係者の行動制限がある地域は対象外とする。

(9) 環境社会配慮

本プロジェクトは、JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月) においてカテゴリ B に分類される。調査実施にあたっては、戦略的環境アセスメント (SEA: Strategic Environmental Assessment) の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定にあたり、重要な環境社会影響項目とスコーピングを行い、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。

(10) 広報活動

農業省のみならず、農業セクターに関わるブルキナファソ側のステークホルダーやドナー関係者に対して、調査成果の周知・活用が図られるよう現地セミナーを開催する。本プロジェクトで作成された優良事例集等の成果品は、他ドナーにも広く活用されるよう、積極的に配布を行うこと。

また、ホームページの開設等による広報活動についても積極的に行うこと。

6. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定しているが、より効果的かつ効率的な作業工程・方法が可能と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備 (国内作業) 及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地ですらに収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/Dで確認されている先方政府実施機関との責任の分担関係について確認を行う。インセプションレポートの内容は、他ドナーとも共有する。

(2) タスクフォースの立ち上げ

本プロジェクトに設置される予定のタスクフォースについて、ブルキナファソ側により任命されたメンバーを確認し、その人数や適任性について必要に応じブルキナファソ側と協議する。その検討結果を受け、タスクフォースメンバーを確定する。

(3) GIS データベース構築

全国低湿地開発のための GIS データベースの構築にあたり、以下の業務を行う。

- ・ 衛星画像を活用した低湿地ポテンシャルエリアの分析
- ・ 既存インベントリーデータ（土地被覆、地形、土壌、道路、市場、環境、社会経済、人口統計等）の収集、分析
- ・ 全国低湿地 GIS データベースの構築（整備済及び整備可能な低湿地を含む）
- ・ 優先開発地区の選定基準設定
- ・ GIS データベース活用技術マニュアルの作成
- ・ 農業・水整備省及び関係者向けの技術マニュアル活用能力強化研修の実施

GIS データベースの構築にあたっては、ブルキナファソ全土について、無償で入手可能な衛星画像を解析し、低湿地ポテンシャルエリアの抽出を行うことを想定している。GIS データベースの仕様は C/P とともに十分検討し、既存の各種インベントリーも活用すること。また、低湿地の定義を C/P とともに明確化すること。

なお、衛星画像解析において、JICA と独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との陸域観測技術衛星 2 号観測データ提供に関する協定（2015 年 3 月 30 日締結。以下 JAXA 協定書という。）に基づき調達した ALOS-2 データについて、無償提供の範囲内（50 シーン以内）で活用することを積極的に検討する。活用する場合には JICA の指示のもとに必要な手続きを行うとともに、JAXA 協定書第 8 条（データの利用条件）及び第 9 条（データの権利）を遵守して運用する。

また、優先開発地区の選定基準は C/P と協議し設定することとするが、地形、気象、水文といった自然条件に加え、人口、道路アクセス、村・マーケットの位置等の社会経済条件も含めること。

以上、持続性が高く維持・更新が容易な GIS データベースとなるよう、技術移転方法も含めた GIS データベース構築方法について、プロポーザルで具体的に提案すること。

(4) 水の有効利用策の作成

乾季における低湿地の水の有効利用策の作成にあたり、以下の業務を行う。

- ・ 整備済みサイトでの乾季の水利用に関する情報収集、及び現地調査対象サイトの選定

- ・ 選定サイト（最大 10 サイト）での情報収集調査（サイト状況、作物タイプ、生産量、乾季の農地面積、水源施設の詳細等）
- ・ 現地調査から得られた乾季における低湿地の適切な貯水技術の提示、及び他国での開発事例の紹介
- ・ 乾季における低湿地の水の有効利用策のレポートとりまとめ及び関係者への共有
他ドナーによる支援で整備された低湿地サイトにおいては、貯水池の水を乾季の野菜栽培に利用している例、浅井戸を利用している例、等様々な事例が存在しているため、効果・持続性の高い事例をトピック別にレポートとしてとりまとめること。なお、他国での事例も含め、乾季の水利用を可能にする低湿地における貯水技術の紹介も含めること。

（５）優良整備事例集の作成

低湿地の優良整備事例集の作成にあたり、以下の業務を行う。

- ・ 低湿地整備に関する既存ガイドライン、マニュアル類の収集・分析
- ・ 現地調査、整備済みサイトのモニタリング、政府職員・ドナー・農家等関係者との意見交換を通じた情報収集
- ・ 様々なサイト条件における低湿地整備事例の整理
- ・ 低湿地サイト条件ごとの推奨整備タイプ事例集の作成
- ・ 畦畔改良のための試験整備手法の紹介

既存資料を用いた事例分析においては、開発クライテリアや測量データ等に関して比較し、成功・失敗の要因について共通性を分析すること。資料分析の結果、絞り込みを行ったサイトにて現地調査を行い、資料分析結果との整合性を検証してタイプ別の優良事例集を作成する。

なお、ブルキナファソの低湿地整備は、大きく分けて①台湾タイプ（盛土のみの畦畔。低コスト、低強度）、②ドイツタイプ（盛土に石も利用する畦畔。高コスト、高強度）の２種類に分けられるが、①と②の間となる第３のタイプの畦畔整備手法をサイト（既設畦畔の改修を想定している）にて実践する。土のうを活用した技術などが考えられるが、現時点で想定する手法につき、必要となる面積規模も含めプロポーザルで提案すること。なお、必要な経費は本見積もりに含めること。

（６）優良営農事例集の作成

低湿地の優良営農事例集の作成にあたり、以下の業務を行う。

- ・ 低湿地での営農に関する既存ガイドライン、マニュアル類の収集・分析
- ・ 低湿地での営農に関する普及員や農家との意見交換
- ・ 低湿地での優良営農事例集及び推奨営農体系の作成

優良事例集の作成においては、雨季・乾季を通じた通年の営農体系を重視し、農業生態系も考慮した地域別の事例集となるよう整理する。なお、本プロジェクトでは作物の試験栽培は実施しない。

（７）全国低湿地開発計画の作成

2030年を目標年とした全国低湿地開発計画の作成にあたり、以下の業務を行う。

- ・ 上記（３）～（６）の活動をもとにした 2030 年の低湿地開発目標の設定
- ・ 目標達成のための戦略作成
- ・ 全国低湿地開発計画の作成
- ・ 全国低湿地開発計画の承認ワークショップ開催
- ・ 低湿地整備の優先地区で整備実施前に必要となる現地調査の試験的实施

2030 年の開発目標は、国家農村開発プログラム等の上位計画との整合性も考慮し、C/P と協議の上設定する。戦略の作成においては、サイトの状況に応じた整備タイプの使い分け、稲作に限定しない営農体系の提示、を含めること。プロポーザルにおいて、想定される低湿地開発計画の目次案を提案すること。

また、優先開発地区においては、GIS データベース上では得られない情報に関し簡易的な現地調査を C/P とともに実施する。地区数は 2～3 か所とし、調査項目（ヒアリング内容）は C/P と協議の上決定すること。

（８）環境社会配慮

1) 戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program) (PPP) レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響 項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

2) 主な調査項目は、以下のとおり。

- ①政策、計画等の目的・目標の検討
- ②諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- ③政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- ④スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ⑤ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- ⑥相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - ・ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)との乖離
 - ・ 関係機関の概要
- ⑦影響の予測
- ⑧影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPP レベル)
- ⑨緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑩モニタリング方法の検討
- ⑪ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

（９）インテリムレポートの作成

業務開始 1 年後を目安に、構築された GIS データベース及び活用技術マニュアルに

ついてインテリムレポートとしてとりまとめ、先方実施機関に説明し、協議する。インテリムレポートの内容は、他ドナーとも共有する。

(10) ドラフト・ファイナルレポートの作成

すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(11) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

(12) 現地セミナー

本業務では以下のとおり現地セミナーを開催する。セミナー開催に必要な経費は本見積もりに計上すること。

1) 目的

政府関係者やドナー等に、本業務で作成した全国低湿地開発計画を広く周知するとともに、政府内承認を促進すること。

2) 時期

ドラフト・ファイナルレポートの作成後

3) 場所

ワガドゥグ

4) 出席人数

40 名程度

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：仏文 10 部（簡易製本）・和文 1 部（簡易製本・ホッチキス止めも可）

電子データ：上記報告書の PDF

2) インテリムレポート

記載事項：GIS データベース及び活用技術マニュアル

提出時期：調査開始 1 年後を目途

部 数：仏文 10 部（簡易製本）・和文 1 部（簡易製本・ホッチキス止めも可）

電子データ：上記報告書の PDF

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（調査開始 20 ヶ月後を目処）

部 数：仏文 10 部（簡易製本）、和文 1 部（簡易製本・ホッチキス止めも可）

電子データ：上記報告書の PDF

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するブルキナファソ側コメント
提出から 1 ヶ月以内

部 数：仏文 30 部（製本）、和文 3 部（製本）

電子データ：仏文 30 部（CD-R）、和文 3 部（CD-R）

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には、10 ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、先方実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

ファイナルレポートについては製本することとし、その他のレポートは簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、セミナー等で広く配布するものについては、未製本で構わない。

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、ファイナルレポートに添付して提出することとする。

- ア GIS データベース活用技術マニュアル
- イ 低湿地の水の有効利用策レポート
- ウ 低湿地の優良整備事例集
- エ 低湿地の優良営農事例集

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 1 章第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) WBS
- 4) 業務フローチャート

(4) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 1 部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

- ①最終報告書の概要
- ②活動内容（調査）
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③活動内容（技術移転）
現地におけるセミナー・研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- ・業務フローチャート
- ・業務人月表
- ・調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ・合同調整委員会議事録等
- ・その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文1部（簡易製本）

【第3 業務実施上の条件】

1. 調査工程

2017年2月上旬より業務を開始し、2018年2月上旬を目途にインテリムレポート、2018年10月上旬までにドラフト・ファイナルレポート、2019年1月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約45.00M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、衛星画像解析業務（リモートセンシング団員）については、国内業務による実施を可とする。

- 1) 総括／低湿地開発計画（2号）
- 2) 農業土木／灌漑（3号）
- 3) GIS（3号）（語学能力及び対象国経験評価せず）
- 4) 水文
- 5) 営農
- 6) 環境社会配慮
- 7) リモートセンシング

なお、必要に応じ、通訳（英語⇔仏語）を現地にて雇用することを可とする。

3. 相手国の便宜供与

R/Dを参照のこと。主な内容は以下のとおり。

- (1) カウンターパートの配置
- (2) オフィススペースの提供
- (3) 関連データ・地図・写真等の情報提供

4. 配布資料

- (1) 要請書
- (2) 詳細計画策定調査報告書
- (3) R/D
- (4) JAXA 協定書

5. 機材の調達

本プロジェクトでは、GIS データベース用機材（PC、ソフト、ワークステーション等）、事務所用機材（コピー機、プロジェクター、プロッター等）を調達予定である。その他、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。これら機材の調達にかかる経費（ライセンス取得費用を含む）は本見積りに含めること。

なお、GIS ソフトウェアは汎用性の高いものとし、ライセンス取得費用も見積りに含めること（本見積りとする）。本業務終了後の利用者登録の変更等に必要手続きについては、コンサルタントが行うこと。

また、プロジェクト活動に必要な車両 2 台を、2017 年 3 月を目途に JICA ブルキナファソ事務所にて新規調達予定である。それ以外、必要となる車両関連費（レンタカー、運転手、燃料等）を見積りに計上すること（本見積りとする）。

6. 地理空間情報の入手

GIS データベース構築に必要な地理空間情報のうち、土壤図や農地適性図等は国立土壤研究所（BUNASOLS）や国土地理院（IGB）が保有している。それらの利用は有料であり、入手にかかる手続きや費用はブルキナファソ側負担事項とされているが、実施機関が財政上の理由等により負担し得ない場合、日本側で負担することも想定する。これらに必要な費用を一式 500 万円として、本見積りに計上すること。

7. 現地再委託

本業務では、現地再委託は想定していない。

8. 本邦研修

本業務では、本邦研修は実施しない。

9. その他の留意事項

（1）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（2）部分払

本業務においては契約期間が 2 年間の長期に及ぶため、インテリムレポートを中間成果品として部分払を想定している。。

（3）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安情勢については、外務省や JICA 等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA ブルキナファソ事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとること。また、現地作業中における安全管

理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

